

有害性情報等の提供のお願い

令和7年6月4日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）における一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価では、信頼性の定まった情報源を基に国が収集した公知の情報に加え、事業者から提供いただいた情報も活用しております。

つきましては、特に情報提供いただきたい物質について下記の各省 HP に掲載していますので、これらの一般化学物質及び優先評価化学物質について、化審法第 41 条の報告義務に該当しない知見も含め情報をお持ちの場合は、情報提供のご協力をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせは、下記の各省 HP に掲載しています。環境中の分解に関する情報に関しては経済産業省 HP、生態影響に関する情報に関しては環境省 HP をご参照ください。

【環境中の分解に関する情報】（経済産業省 HP にリンクします）

スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/woe_biodegradation.html

【生態影響に関する情報】（環境省 HP にリンクします）

化審法優先評価化学物質及び一般化学物質に関するリスク評価のための有害性情報収集について（お願い）

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/teikyo.html>

<情報提供方法等について>

情報のご提供は下記 HP をご確認ください、化審法第 41 条に基づく有害性情報報告に準じて行ってください。

有害性情報の報告義務について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/harmful_index.html